

第15回子どもの権利・参画のための研究会

日時：平成21年1月13日（火）

午後6時から8時まで

場所：県庁中庁舎3階第1会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 子どもの権利・参画のための指針について

(2) その他

3 閉 会

第15回 子どもの権利・参画のための研究会議事録

日 時 平成21年1月13日(火)

場 所 千葉県庁中庁舎3階第1会議室

参加委員 池口紀夫委員 市川まり子委員 片山喜久子委員
黒木裕子委員 鈴木隆司委員

児童家庭課長

新年おめでとうございます。皆様にはお忙しい中、予定をつけてお集まりいただきありがとうございます。できるだけ皆さんの日程にあわせて調整して開催していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

それでは今後の進行は池口会長にお願いいたします。

池口会長

今年、年が改まって初めての研究会です。昨年同様よろしくお願いいたします。議論に入る前に事務局にお尋ねしたいのですが、アンケートをホームページ(以下「HP」と記載。)で公表して、あるいは送付して、何か反響はありましたか。特に送付した場合、御意見があれば頂きたいということも添えてあるわけですが。

事務局

まだ印刷ができあがっていないので、送付はしていません。HPに掲載しただけです。今のところ御意見はうかがっていないのですが、届き次第皆様に御連絡したいと思います。今週中に発送予定で作業中ですので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。皆様へ電子媒体でお渡しすることも準備中ですので、今週か来週初めにはお送りできると思いますので御協力よろしくお願いいたします。

池口会長

研究会も回数が多くなりました。今集中的な作業に入っていますので、頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

本日の研究会の位置づけですが、いよいよ指針作りに入りまして、全体の指針の構成について鈴木さんに御協力いただき構成も定まり、それにのっとって前回前文の部分を皆で書いて発表し、意見交換をしました。その議論内容に基

づいてある程度整理し、鈴木さんに文章化していただくということで前回お願いしました。今日は整理をしていただいた前文を再度検討し、できれば確定したものになりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。事前に案を作っていたでいて手元に届いておりますので、これを鈴木さんに、解題を含めて御発表いただければと思います。作っていただいたこと感謝申し上げます。あわせて発表をお願いいたします。

鈴木副会長

では読んでいきたいと思えます。

まず、最初の表題なのですが、まだ確定できる段階ではないので、一応「子どもの権利・参画のための指針」(仮)としておきました。

『千葉県はここに「子どもの権利・参画のための指針」を示します。この指針は、千葉県に生きる子どもたちが愛され、認められて自分を誇りに思えるようになるための、そして、子どもたちとともによりよい千葉県社会を築きあげていくためのよりどころとなるものです。』

位置づけを最初に書きました。これはお話にもあったように、憲法の問題も含めたいということだったので、その次に憲法をあげてあります。

『「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」(日本国憲法第11条)とあるように、基本的人権は私たちが生きていく社会の将来を担う子どもたちにとっても欠くことのできない大切な権利です。また、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」とあるように、われわれ国民の行動が必要であることが訴えられています。この指針は、そうした努力の方向性を示すものでもあります。』

ここまでの位置づけです。調査というのはこの前とったアンケートのことで、

『調査によれば、千葉県では片親家庭、外国籍、貧困化などにより孤立し、困難を抱えている家庭や自己肯定感が低い子どもが増えています。』

これはどなたかの文章から引用しました。

『憲法にいわれるような自由及び権利が保障されるためには、社会に安心感をもって生きていくことができなければなりません。わたしたち千葉県民は、安心して幸せに暮らすことのできる社会を希求してやみません。そのためには、自分自身が大切にされることによって、人も大切にすることにつながるいわば共生社会を築きたいと願っています。それは、大人だけでも子どもだけでも実現できるものではなく、大人と子どもが力を合わせながら現在及び将来に向けて実現していくものであると考えています。』

これは前回の議論の中で、メモをとったものからおこしました。どなたかの案で教えていただいたのですが、次世代育成支援行動計画というものがあるということをおこしに引用しました。

『千葉県次世代育成支援行動計画には「子どもを保護の客体とするのみならず、『子ども市民』と捉える」ことが記載されています。安心して子ども時代を過ごし、いきいきと希望を持って、健康に成長することができる社会は、子どもを保護する対象と捉えるだけではなく、子どもが主体となる『子ども市民』を育成していかなければなりません。千葉県は、この指針の理念を実現するために、子どもが健康であり続けられるように環境整備がされること、子どもが虐待や搾取から守られること、子どもが自分らしく成長することができるように教育を受けることができること、子どもが自分たちに関わる事項について意見を述べる機会を設けることなど生存、保護、発達・成長、参加に関する自由及び権利が保障されるように努力しなければなりません。』

少し長いのですが、ここでは中身は権利条約のことをいっているのですが、権利条約という言葉はあえて使わずに中身で示しました。

『その実現のためには、子ども自身が、権利・参画することができるということを十分に周知すること、大人が子どもにたいして有する責任と役割をしっかりと自覚すること、それらを形成することのできる社会システムを作り上げることなどの施策の策定と実施が肝要であると考えます。』

これも片山先生の案にあったと思うのですが、委員会を設けるということを明確にここでは書かずに、中で委員会の話をするので、ここはこういう政策をとるといところで留めておきました。

『子どもの権利・参画のための施策は、はじまったばかりであり社会的・一般的には周知され難い現状があります。千葉県ではこうした困難を丁寧に乗り越え、一歩ずつ理想に向けて着実に歩んでいきたいと考えています。』

前回これも議論しましたが、いきなり完成にもっていくのではなく少しずつ考えていこうというスローペース、ゆっくりとしたかたちの指針にしてあります。できるだけ過激にはならないように、しかし言うべきことは言う、保障されるべき憲法の問題や次世代育成支援行動計画についてもきちんと触れる、子どもの権利条約に関しては権利条約という言葉ではなく中身で触れるというようにしました。皆さんの案を読ませていただいて、皆さんの意見ができるだけ反映するようにしたつもりです。以上です。

池口会長

迷ったところなどあれば。

鈴木副会長

ひとつは列挙の問題です。真ん中の、「調査によれば～」のところは他にも例を挙げると増えてしまうから、どこまで挙げればいいのかなど思いました。片親家庭、外国籍、貧困化などこれくらいでいいのかなと迷ったところでした。それから、何回か探したのですが「子どもを保護の客体とするのみならず、『子ども市民』と捉える」というのが、次世代育成支援行動計画のどこに書いてあるのか分かりませんでした。こちらの文脈と一致しているかどうかを確認できなかったのが迷いました。文脈的にずれていないですよ。

事務局

そのままの表現になっていますので大丈夫です。

鈴木副会長

後は、いろんところで千葉県が子どもの権利や参画のことで訴えているけれど、それを全部読んでいるわけではないので、それとの整合性はうまくいっているのかなというのは若干気になりました。

池口会長

最初の位置づけが、目的であり根拠たるべき憲法をすえて明確にしたうえで、その後内容について記載されているわけです。その中に、皆さんが書かれた案だけというわけではなく、権利としておさえなければならないことを漏れのないようにかつ簡潔に採用されたと思います。

質問等あればお願いします。

黒木委員

すばらしく良くできていると思ひ読ませていただいたのですが、前回片山先生から、アンケート調査をしたことをきちんと入れていたほうがいいのかという御意見があったので、「調査によれば」という簡潔な一語で語られているところがどうなのかなと思ひました。子どもの権利・参画のための研究会は、アンケート調査をととても努力して行ってきたので、そのことを何らかのかたちで入れたほうがいいのかという意見が前回ありませんでしたか。

市川委員

今の話に関連して、どの調査なのか。片親家庭、外国籍、貧困化というのは、今回の「千葉県子どもの実態・意識調査」では出ていません。また、こういう書き方が本当にいいのかどうか。片親家庭や外国籍の家庭でとても努力して

いて、それでも困難を抱えていることが多いのですが、こういう表現はどうか？と、ひっかかったところです。「調査によれば」ということと3つ並べるということ。

池口会長

どの調査でこのことを拾ったのかというのは出てきますが、今回の「千葉県子どもの実態・意識調査」ではこのことは全然触れていないので、そのことでは書けない。もう一つは3つ併記して例として挙げるのはどうなのか、適切なのかどうか。適切かどうかという中には、困難を抱えている家庭の現状はもつといろいろある。例えば、重い障害を抱えてなかなか支援がうけられない家庭のことであるとか、学校に行くことのできない子どもであるとか、さまざまなことが挙げられるのでここだけピックアップすることがどうなのか。片親、県の用語でいえばひとり親ですが、ひとり親というとそれがイコール困難な家庭と結びつけるのは当事者的にいえばいかがなものか。別にひとり親だから家庭が崩壊するわけでもないし、私は困難だと思いますが、そういうところに価値観が投影される面もあるので不本意に捉えられる方も出てくる可能性もある。それはそう思います。

この「自己肯定感が低い子どもが増えてきています」というのは、今回の調査と結びついています。

鈴木副会長

例えば、今回の調査で他に分かったことというのは。

池口会長

多くの子どもがいじめで苦しんでいること。

黒木委員

半数の子どもがいじめられたことがある。

片山委員

いじめている経験は聞いていないですよ。いじめられている子といじめている子の数は、非常に近いのです。いじめられている子だけをそうかそうかと聞くわけにはいかないところがあります。

私たちのこれまでのアンケート調査はこのことではない。むしろごく普通の家庭から聞き出した親子の回答から、課題は何かというのを見つけている。それから、関係機関からのヒアリングを通してさまざまな問題が浮き上がってき

ている。そこに障害児や非行少年、虐待などが浮かび上がっているというのがありました。

池口会長

だから鈴木さんが前におっしゃっていたのですが、例えばどういう家庭が何%であるとかどういう意見が何%であるとか数字を使って書きたくないと。それは十分私も理解できるし、賛成なのですが、調査によってものをいうことになる、たしかにどういう調査かというのが特定されるので、この研究会の委員の合意で今の子どもたちの全体的な傾向としていうのであれば、それはそれでいえないこともないです。経済格差で苦しんでいる子どもが多いとか、虐待傾向が増大して苦しんでいるとか、いじめ問題で皆が苦しんでいる傾向にあるとか、そういう全体的な傾向として、ある程度いうことはできるけれども、そこは選択ですね。そういうことをいうかどうかは。今回の調査から、と調査から出てきた問題だけをおさえてるか、そこは選択することになりますね。

片山委員

一般的にそうではないかなと思われたことが、調査を通してやっぱりそうだねといえる部分はあると思う。ですからそれぞれの立場の人が持っている子ども観が、調査を通してはっきり見える部分はあると思う。マイナスイメージの中の子どもたちの問題点は誰でもいえるのですが、ごく一般の普通の子どもたちの中にみえる課題は、このアンケートではっきりしたので、それは大事なポイントかなと思います。

池口会長

あまりにも千葉県社会の子どもたちで懸念している部分があるまま出てきたので、びっくりしたくらいです。

片山委員

むしろ特殊な例にある子どもたちではなく、普通にみられている子どもたちの中にそういう課題がみられた。

池口会長

今回のアンケート調査は、例えば被虐待問題であるとか非行問題であるとか障害児の状況であるとか、そういうものに焦点を当てては行っていませんから、もっと書かないといけない。「今回の調査で」でいうのなら、多くの一般的な子どもたちの状況としておさえられることだけ書いたほうが、これを読んだ

多くの人が受け入れられるし、この研究会の立場性も保持できるということです。

市川委員

「昨年実施したアンケート調査によると」みたいにきちんと書いたほうがいいですね。

黒木委員

「片親家庭・・・」ところは省いてもらって。

暴力といじめというところは、実際 50%の子どもが体験したことがあると答えたことだから、大きなことですよね。自己肯定感が低いというのは、家庭環境の良い子どもたちの中でもはっきり分かったことだから、そこは大丈夫かなと思いました。

市川委員

あとは今回のアンケートで、参画のほうが学年が上がるにつれて低くなっているというのも結果としてでているわけですね。

池口会長

参画という質問項目としてはしていないです。それは選択項目の中にありますけど。

市川委員

そういう両面の問題まで指針に出さないといけない。だから権利擁護と参画の推進が欠けているから、あえてそこをもっと打ち出したいという方向で出すと。

鈴木副会長

事務局にお伺いしますが、この場合調査という主語は、千葉県がこの調査を行ったというふうに言っているのでしょうか。

事務局

この場合は、この委員会です。

鈴木副会長

この研究会が行ったというのが主語ですね。

この指針を出すのは千葉県が主語ですよね。私たち委員会が指針を出すのですか。

事務局

難しいところです。研究会として案を示していただくことはできると思います。ただし作業部会や県民会議というところの下部組織となっていますので、それをそちらへ報告をして、最終的に了解をいただいて…。外に出すかどうかは、中でも御意見が出るかもしれないので。

鈴木副会長

県の指針として出す場合は、今度は県が主語になる。

池口会長

当然そうでしょう。

鈴木副会長

前回、学童保育の時も何が主語かでいろいろなって、最終的には県が主語ですからそのつもりで書いてくださいといわれたのですが、同じように考えていいのでしょうか。

池口会長

アンケートは最後にまとめて書いてあるので、それをもとに書けばいいだけなので明白だと思います。

鈴木副会長

もし必要であれば、全部本文まで書いて最後に資料として抜粋でいいのでアンケートを付けるようにすれば、「以下の調査によれば」とそれだけでいい。そういう意味で、ここで細かく何%とかいわない。ただ、実証、証拠はここにあるよと示しておく。

市川委員

「学校生活の中で楽しいと思うのはどんな時ですか」という問いに、クラスや学校行事で自分の意見が活かされたとき、委員会活動などで他のクラスや他の学年の人たちと一緒に活動する、という個別の参画について聞いていたのですね。

池口会長

そうですね。それが少なくなっている傾向をとらえた。直接参画については聞いていない。

市川委員

参画と聞いても難しくて分からないだろうということでしたね。

池口会長

だから「権利・参画することができることを十分に周知すること」というのが大事です。

黒木委員

後半のところから参画についてはしっかり書いてありますよね。子ども市民もそうだし。

市川委員

権利・参画するという言葉が何か変ですよ。最初に「子どもの権利・参画のための」ではなく、「子どもの権利・参画を推進するための」ではないと変だということで、文章で権利・参画すること、この言葉自体では一般の理解は得られないのではないかと。

池口会長

意味を明確にするとするなら子ども権利条約の12条の2項のように、行動権利を行使することと自分に関わることに参加することができる、そのことを指しているわけで、そういうようにいわないと。

市川委員

もともと参画というのは権利に含まれているけどあえてそこを強調したいというので、並列にしたということをしていましたよね。この研究会の最初で、参画も権利に含まれるけれど、強調したいから並列にしてあるということで、一般の人に向けていうときは、権利・参画が並列というのは分かりにくいかもしれない。

鈴木副会長

表題がはっきり決まればいいのです。例えば「子どもが笑顔で育つ千葉県ための」指針を示したい、「子どもが笑顔で育つ千葉県であるための」施策は、と

なるので表題さえ決まれば。

池口会長

いろいろ考えながら作業をして、最終的におさまる言葉を考えようと思っています。

市川委員

もうひとつ、指針の根拠として、子どもの権利条約というのは普通のこととして載せたいなというのが私の気持ちとしてはあります。

池口会長

文章として意見があるのですが、最後の「子どもの権利・参画のための施策は、はじまったばかりであり社会的・一般的には周知され難い現状があります。」というのは、そういう過程での施策はまだまだ理解の定着がなされていないということが書かれていると思うのですが、そういうふうに研究会や千葉県が認識していて今の千葉県社会を評価するよりも、今後権利・参画の施策は多くの意見を通じて議論しながら実現に向かって進んでいきたいと思いますというほうがいいのではないかなという気がしました。まだまだ駄目なんだ、というネガティブキャンペーンみたいではなくて、これからこの指針は、多くの意見や議論を経て、本当に県民の中に息づいていくものになってほしいという願いをいったほうがいいのではないかと。

黒木委員

この子どもの権利・参画のためのという言葉自体も、表題と共に変わっていくのですよね。そしたら多分こういう表現にはならないと思います。

鈴木副会長

後ろ向きですね。

池口会長

いろんな意見があるのは分かっているのだけれども、ただそれを出していきましょうと。議論の中心的な素材にしてもらいたい、そしてこれをもとにいろいろ議論をして、より実現する方向でいかしていただきたいという願いを込めたほうがいいのではないかと。

他に御意見ありませんか。

黒木委員

指針だからこれだけしっかり書き込んであったほうがいいのかと思ったのですが、指針がもちろん行政に携わる方々の指針になるだけではなく、普通の御家庭の親御さん方々の指針にもなるものなので、もう少しシンプルがいいのかなと初めは考えました。でも条例だとシンプルに書かれてあることが多いけど、条例とは違うし、このくらい書き込んであったほうが逆に根拠がはっきりしたほうがいいのかと揺れ動きました。

鈴木副会長

私もかなりライトにしようと思って、最低、A4で1枚と考えて大体ぎりぎりです。そういう意味では自分ではかなりコンパクトにしたつもりです。これ以上ライトにといわれると、少し難しいかな。

池口会長

表現の性格がちょっとずつ皆違ったことがありました。特に私のと鈴木さんのを比較すると、明らかに性格が違っているわけで、よく考えたら私の書き方は宣言みたいなものだなと思いました。宣言にアンケートによればと書かないですから、ストレートにこれから私たちの子ども社会というのはこういうあり方でいきましょうというのだけを、全部削ぎ落として思いと中身だけを出したほうがいい。その方が本当に伝わるので。と思ったけど、前文だから後に続く内容が、子どもの権利内容や子どもの状況などが書かれるわけだから、そういうものを含めた位置づけ根拠というものは書くことによってどっしりしてくるなど、施策の根拠にもなることは読んでいて安心感があるなど。

今の社会はあえて申し上げれば、本当に憲法にもとづいた日本社会作りというものをもう一度考えるべき時だなと思います。戦後そうであったように。そうでないと、いろいろなシステムが崩壊しつつあるので、もう一度立てなおさなければいけない状況。特に子どもの場合はたくさん痛んでいることがあるので、もう一度社会の原点に帰らなければいけないときに憲法をきちんと持ち出すことはとても意味があると思います。あまり大人自体が言わないわけで。

黒木委員

意外と新鮮ですよ。日本国憲法からというのは。

市川委員

この憲法がと2つありますが、後のほうも11条なのですか。

鈴木副会長

いえ。これは前文ですね。この憲法はというのは実際本文にそう書いてあるのですよ。そこからの引用です。

市川委員

日本国憲法にと先に書いて、かぎかっこで次は(前文)と書いたら。

鈴木副会長

条文は何条と示す必要があるだろうけど、条文ではないので前文は必要ないかなど。

片山委員

そうしたら、(前文)と入れて、訴えられていますというのを述べられていますぐらいにしたほうがいい。

池口会長

細かくひろいましたね。大事だね。

他に何かありますか。

市川委員

2段落目「千葉県次世代育成支援行動計画には、」からが長いので、少し分割したほうがいいと思う。

細かくいうと、「生存」、「保護」、「発達・成長」と「・」になっている。

鈴木副会長

ここはわざとです。「発達・成長」となっている。教育学では発達という言葉は使わないです。今我々は成長というのです。ただ翻訳には発達と書いてあるので、両方併記しようと思って。

黒木委員

「発達・成長」でひとつなんですよね。

鈴木副会長

そうです。

池口会長

私も最近それは非常に考えていて、本来成長一本でいいと思っているのだけれど、発達というのは障害の分野でどうしても残っているので、発達障害や正常発達とか。ただ簡単にそういうものをもってしまえばいいわけにはいかないのです。トータル的にいえば成長ですよ。

鈴木副会長

東大の塩見先生というかたが、その文を書かれてかなりその影響が出てきて、どっちかというところ成長の考えになっています。教育心理学の方で発達は使うので。教育学の方は、もうできるだけ使わないようにしている。

池口会長

発達というのは、私自身は嫌いなのですが、必ず正常発達として位置づけられている。子どもの成長というのは、正常発達ではないのですよ。むしろ図で書くと螺旋状になる。正常に発達してゴールめがけていけばいいというふうにはいかないのですよ。

市川委員

発達障害というのはそういう考え方。本来の発達が阻害されているという考え方。

池口会長

障害によって成長が困難になる事態を指しているもので、発達上の障害というのは、全体が統合されるべきであるというのとイコールにはならないですから、やっぱり既出的な障害にもとづいた発達上の障害は厳然とあるわけで、それについていろんな意見はあるし私もありますが、国連でも規定はあるので。そういう意味では障害の概念自体は、国連の10年間の検討を経てICFへって明らかに変わりましたがね。でも既出的障害や機能的な障害は消えたわけでもないのです。

ひとつ確認的な解題をという意味でお聞きしたいのは、「子どもが健康であり続けられるように環境整備がされること」というのは、どんなことを想定して書かれたのですか。

鈴木副会長

そんな深く考えていないのですが、ちゃんとごはんが食べられたり、愛情をもって育てられることで心も健康になる。

池口会長

他に何かありますか。

鈴木副会長

整理すると、ひとつは、調査によればのところが実際の調査と合っていないので、ごく普通の家庭で出されてきた問題として暴力、いじめ、自尊心が低いというところを書く。実際はさまざまな家庭があってさまざまな問題があるということにするわけです。そういう意味で表現を少し変えること。それから、段落を変えること。最後の後ろ向きの姿勢を前向きにきなさいということ。後は細かい表現、述べられてとか前文を入れる、段落を分けるという表現の問題だと思います。どうでしょうか。それでまた次回書き直してきて、そこを中心にみていきたい。

池口会長

またもどってすいません。前回私が、自分自身を大切にさせることで他人も大切にすることができるような共生社会をと申し上げたことについては、鈴木さんから予定調和的だなということが出されていて、それも私は理解できます。そこをつながるという表現にさせていただいたということですか。

鈴木副会長

根拠にしたら予定調和になる。ならなければいけないというのではなく、それを築きたいと願うことは予定調和ではないので、願うことにしますという表現にしました。そうあるべきだとかそうならなければいけないというのではなくて。

池口会長

自分自身を大切にするだけでなく、人も大切にするという言い方が一般的な感覚だと思うのですが、私が出した意図の一つは、子ども自身の権利が尊重されるだけだと、責任や義務について十分捉えられないような子どもになっていく危険がある。そういう世論もあるので、他人を大切にするというのは、自分が大切にされることで人を大切にすることが可能になっていくことをおさえたいために申し上げたので、その関係が成立するものとして、つながっていくという言葉でそれが可能になるかな。セッティングみたいに自分を大切にすれば人も大切にするんだというのではなく、そのことで人も大切にしていくなーブメントというか流れとして考えたいなという。

黒木委員

それでその後がとても良いですね。「大人だけでも子どもだけでも実現できるものではなく、大人と子どもが力を合わせながら」というところはとても良いと思います。大人だけが何かするのではなく、子どもも頑張るんだよと書いてあるので、とってもいいなと思います。

片山委員

共生社会といった時には、さまざまなペアリングがありますよね。この場合は大人と子どもの共生社会ですか。

市川委員

いろんな大人といろんな子どもで、大人と子どもで全部のはずですよね。だからそういう切り口でいいかなと。

池口会長

そういうふうに切り分ければ、大人と子どもだけでなく、子どもと子どももといわなければいけないので、特に今いじめが多発しているような状況ですから、競争的な部分も傾向にありますから。

市川委員

でも大人と子どもで全部入りませんか。子ども同士でも。

片山委員

大人は子どもを大事にすることは十分ありえます。子どもが大人をというのが今難しいのではないかなという気がします。

市川委員

ただ力を合わせてというだけではなく、子どもと大人が共に尊重しあいながらみたいなのがあるといいかな。

黒木委員

自分が大切にされることで人も大切にするというのは、別に大人対子どもだけではなく子ども対子どもでもあるし、そういうことでしょうね。いろんなパートナーシップがあるよというイメージですよね。

池口会長

全体として子どもを市民として尊重するということが主流でないといけないので、子どもも大人を尊重しましょうというのは、テーマとしては違うと思います。

片山委員

子どもが健全に生活できない背景に、健全ではない大人がいるのは確かなので、そこまでここでいうのは無理があるかなと思います。どちらかという、先に大人になっている大人が子どもを大切にする。思いやりとか見つけていけないといけないような。

池口会長

子ども自体が愛情を持って保護されていないという状況と、子ども自体の主体性がちゃんと尊重されていないという状況に対して、子どもの権利条約はできたのだし子ども施策があるので、それでいいと思います。

黒木委員

大人がだめだということを書くよりも、子どもたちの中に可能性があるよ、だから一緒に手をつないでやっていこうというほうが、健康だし前向きだと思うし、こういう書き方のほうが希望があっていいかな。

池口会長

この中でいえば、子どもが主体となるという主体という部分が、非常に中心的な部分だと思います。ただ子ども市民というのは定着しているわけでもないので、意味するところは子どもの主体性を尊重してということが主たるところで、だから参加ということにつながっていくので、子ども市民というのがいるわけではないですから。

黒木委員

子ども市民と出すのはおかしいですかね。

鈴木副会長

これも書いてあることなので。それがおかしいといたら行動計画もおかしいということになる。

池口会長

おかしいというのではなく、先行的な概念かなと。

片山委員

このままで良いならいいですが、「自分自身が大切にされることによって、人も」という「人」という漢字が、「他人」と書いて「ひと」と読ませる表現を私は今までしてきました。よく「他人様」と書いて「ひとさま」と読みますが、その方がいいのかなと。

鈴木副会長

漢字で「他人」にしてルビをふって「ひと」とする。

市川委員

子どもが健康であり続けられるという表現が、健康ではない時もあるわけで、病気だったり非行に走ったり、いろんなことがあっても回復できるという、あり続けなければいけないというのは、逸れてはいけないみたいな。

鈴木副会長

子どもが健康であるように。

池口会長

そのほうがいい。

鈴木副会長

考えたのは、できるだけカタカナを使わないようにしました。システムとかサポートとか。

池口会長

それはそのほうがいいです。

調査によればという拾いかたは、調査の一番最後の部分を表記するということで。

そういうことで、この議論は終了したわけですが。

鈴木副会長

今日いらっしゃらない委員の御意見をどう伺うかということを考えて、次回以降はどうするか。

鈴木副会長

今日いらっしゃらない方には、こういう議論があつてこれと訂正版とだして、こういう議論があつてこういうふうになりましたと出します。

池口会長

ではそういうことでよろしいでしょうか。
これで終わってもいいのですが、次回は。

鈴木副会長

目的、次が千葉県の現状と課題、子どもに訴えるメッセージに関する部分、大人に関する部分。目的と範囲、内包と概念が必要になるので、こういう目的でやります、この範囲に及びますというのが必要になる。子どもというのはどの範囲までなるのか、何歳までとか、何でそうなるのかとか、いろんな根拠になるので。それからこの指針が及ぶ範囲、市町村にも考えてもらわなければいけないとか、そこを明確にしないといけない。実際実施になると、例えば後で委員会設置になれば、委員会は責任もって設置するのは市町村になるのかどうなのか、費用はどこで出すのかとかいろんな問題が出てくるから、その範囲が明確でないと。何かを作るといふのはそれが大事なので、範囲をきっちり固めるのが目的のところですよ。それからアンケートをとるのに基づいて現状はこうだよと。できたらここはぱつと終えて、スピードアップしたいと。

池口会長

目的、範囲、現状。

鈴木副会長

進め方としては、誰かが原案を作ってきて検討するのもあるし、全員で原案を作るといふのもあるし、さまざまやり方はあると思うのですが、前文とは趣旨が違うので全員で一斉にというのは難しいかなと思います若しくは目的から順番にしていくのであれば、あえて難しいところは置いておいて、先にできることからやっていくというのも方法だと思います。アンケートの部分はやりやすいと思います。それから、子どもに関して訴える部分や大人に関して訴える部分もかなり書きやすいかなと思います。施策の部分は具体的に委員会なり設置するというのは若干難しいけれど、具体的であるがゆえに書けると思う。難しいのは目的だと思います。広報をどうやって広めていくかは、事務局と御相談しながらやっていく。こういう手がありますよというのを教えていただかないといけないし。

池口会長

子どもの現状もありましたよね。

鈴木副会長

子どもの現状はアンケートから、第2章の千葉県の現状と課題ということでアンケートをもとに今の大人たち子どもたちの現状はこうだと、それに対する課題はこうだというのを訴える。その辺りが骨になっていく。今日の話でもアンケートというのは出ていたので、現状を再確認するというのは妥当かなと。

池口会長

アンケートから浮かび上がってきたものと課題というところは、いつも鈴木さんをお願いしているのも申し訳ないので、そこは私が案を書いてきましょう。

鈴木副会長

子どもに訴える部分というのはどうしましょうか。
もうひとつあっても、この時間でいけば進めるかな。子どもに対して訴えたい、訴えるべき内容。施策として子どもたちに対して、これとこれとこれを訴えますよ、やりますよ、やりたいですよと出す部分です。呼びかける部分です。

市川委員

権利があるということと権利の中身ですよ。

鈴木副会長

例えばこんな権利があるよ。こんな時にこんなことをしていいんだよという、子どもなのでかなり具体的に書いて、代表的に書ければいいと。例えばあなたが悩んでいる時に一人でなやまなくてもいいんだよ。それを助けてあげてことを私たちはやりたいんだよ、というようなこと。箇条書きで書いていただいてそれを整理していく。実際は指針みたいにしていくのだから、表現は考えて。子どもに伝えたいことを書くわけで、直接伝えることではないのですが、まずは直接伝えるように書いたほうが書きやすいと思います。

鈴木副会長

それを施策としていくわけだから、表現する時には主語を県としてはこういうことをしたいと思います、悩んでいる子がいたら私たちが話を聞くようにしたいと思いますとかそうなるのです。

市川委員

「私には対等な人間として尊厳を持って扱われる権利がある。私には自分の感情と意見を持ち、それを表す権利……。」これいいんじゃない。

黒木委員

子どもたちに話をする時に使っているものです。

池口会長

これは前々回の時に私が資料として出したものでしょう。似ているね。

黒木委員

これは北村年子さんの「自己尊重ワーク」の中に入っているものです。

池口会長

ではアンケートから浮かび上がってくる子どもの現状をやりませんか。

鈴木副会長

次回に会長の方からアンケートに関する部分の原案を出していただいて、それから。

黒木委員

子どもたちに訴えるメッセージを私と市川さんで項目として書いてきます。

池口会長

硬く言えば、子どもが持っている人権内容という、そういうと面白くないから人権も使いたくないから。

市川委員

権利という言葉ではなくて、何をしたいんだよとかとりあえずはそれで書いて、その後指針にする場合は変えてくる。

鈴木副会長

指針にする場合は、主語は県はとか大人に対してこういうふうにしたいと思えますとか。お二人で子どもに対して、やらなくてはいけないことやってほしいことの内容を列挙していただいて、網羅していただくのを今回案としては大事かな。

市川委員

辛い思いがあった時は助けるとか。

池口会長

こういうことができるのだから、それを是非伝えてほしいとか。

鈴木副会長

例えば、辛いことがあったら相談することができる子どもに言いたいと、県が主語なら、辛い時があったら相談できるようにしますというように書かないといけない。

市川委員

そういう場所を作りますとか。

鈴木副会長

その辺はまた皆で考えていくので、内容をまず出していただかないといけない。相談できる内容。

池口会長

最終的にはそれに対して社会がこういうものを用意するとか施策につながっていかないといけない。

市川委員

とりあえず子どもを主語で書けばいいのですね。

鈴木副会長

県のほうでも何でもやりますとは言えないから、例えば話を聞いてあげたいので、そういうことをするために委員会を作りますとなっていくと、より具体的になってくる。

市川委員

こういうことをやりますといえる内容をね。大人でも県でも。

池口会長

困った時に相談をして、そのことを解決するために努力し調整したり解決し

たりする委員会を作りますとか。

鈴木副会長

最終的にはそこですね。

市川委員

家庭や学校や地域生活の中、場面ごとの中。

池口会長

テーマとしてそうですね。ここの場面でどこまで書くかは配慮しないといけない。

黒木委員

あくまで前文に沿って書くのですね。

鈴木副会長

あと3回くらいで頑張っていきたいなど。
先に割り振ってもいいけど、もう少したくさん出席されたところで割り振りたい。

黒木委員

片山先生にも同じく子どもに関するメッセージの部分を考えてきてもらってもいいのでは。せっかく出席しているので。

鈴木副会長

あまり広げると。片山さんは片山さんで来たときに御意見を伺う。
具体的になってくると一回の会議で2つ、3つ進めると、あと3回くらいでできるかなと。最終的には皆さんの委員に揃っていただいて、どうですかとみる機会を4回目くらいにできればいいのかなと。

市川委員

なので皆さんが都合付く日を。

鈴木副会長

最終的にはその日は皆さん揃うように頑張って調節して。年度内に。
最後に皆さん揃われたところでテーマが決まれば一番いいのですよね。それだけはまた全員で考えてきていただいて。

市川委員

指針というのはどういう位置づけになるのですか。指針だけであれば予算がつかないですから議会の承認は必要ないのですか？こういうのをまとめなければいけない時期などあるのですか。

事務局

流れにもよりますが、例えば研究会で案を作るだけであれば、実際ここで議論してとなりますが、これを県の方針なり、きちんと反映させるとすれば、先ほど申し上げたように作業部会や県民会議に諮って、県民会議として提案をしていただいてそれを私どものほうで受け止めて、それを県としての立場で県としてこうしますというふうに変更して、しかも今の千葉県のやり方は県民の方にさらに意見をお聞きし、案をまとめていくというかたちになります。なので、その作業のどこまでもっていくかというのは確かにあります。

鈴木副会長

少なくとも原案を年度内に作りたい。そこから先は我々の日程だけでは動けないので、余裕を持って考えないといけない。最終的にはパブリックコメントをいただく。学童保育の時もたくさんいただいて、面白いのは批判的な意見だけでなく肯定的な意見もきたり、批判と肯定がぶつかっていたりして、それを全部ひとつひとつ検討したのですよ。その上でさらにお返事を出して、こう変えましたと。まだまだ本当に確定するには時間がかかる。

池口会長

子どものところに出かけていって、説明をして子どもの意見を聞くという作業もするべきではないですか。

鈴木副会長

今までは大人しか考えていないけど、この場合は子どもに対してパブリックコメントをするので、どうすればその意見が一番聞きやすいかも考えないといけない。原案後さらに時間がかかると思います。

池口会長

HPに載せれば伝わるという考え方は違うと思う。

鈴木副会長

学校に行って聞くというのも何か変だし。学校という場で聞かれると、子ど

もは授業とってしまうから。かといって集まれといっても集まらないだろうし。何か考えないといけない。

池口会長

集まる場面に行って、という行動がとれればいいと思う。

市川委員

アンケートなど子ども会を通じて行ったので、協力してくれた子ども会に行つてとか。

鈴木副会長

アンケートだから可能なんですよ。

市川委員

アンケートをもとに作ったのだから、自分がアンケートを出した子がいる場に行つて、こういう指針を作ろうとしているのだけど、そうすると自分のアンケートが何か活かされて、県の施策の動きにつながっているとなる。

鈴木副会長

そのあたりはまた事務局とのお話しになると思いますが、我々が行くのではないです。あくまで県が出すものだとしたら、説明は県の方が行かれるのです。

私は学童保育の説明に、直接市町村に行つたことはないのですが、県の方は市町村の方をよんできちんと説明はしたと言われてますし、説明しないといけない。

市川委員

行政関係や学校関係は県の仕事だろうけど、子どもたちに向けてというのは。

鈴木副会長

子どもたちに向けても、そこも考えないといけないです。私たちの仕事でしよではなく、県でお願いできるのかそれとも私たちと一緒にするのか、そのことの考えないといけない。だからまだまだやるべきことはあるのですが、とりあえずは原案をつくりましょう。

池口会長

それこそその段階になったらお話しあいをして、それは選択できると思う。

どちらがやるべきではなく、話し合いで柔軟に考えないと面白くないですね。

鈴木副会長

さまざまあって我々が柔軟でも、柔軟にできない部分もあるいろいろなことがあるから、よくよく考えないといけない。だからまだまだハードルはあるということだけ考えないといけない。

池口会長

相手によっても違うから、例えば条例の時でも相手様によって出て行く人間が違うので、それでいいのではないですか。

鈴木副会長

単純に私が聞いた子ども会だから私が行くというふうには考えられない。あんまりそう単純にならないということだけ思っていたら。3月までに原案を作るというのはいらないと。

池口会長

その後はここで作った案が実際に活かなければ我々も意味がないわけで、それが活きたものになって使ってもらっていくために我々なりに参加できますよ、協力いたしますというだけで、その後の実際の活かし方は県の方の御意見を中心にしながら話し合い具体化すればいいと思います。

今回は27日です。アンケート結果から浮かび上がってきたものについて、子どもの実態意識の現状についてというテーマと、子どもに呼びかけていく内容について、時間の許す限り進めていくということでもよろしくお願いします。

事務局

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。
長時間にわたりどうもありがとうございました。